

条例の基本的な考え方について（案）

1 広く市民に理解される，わかりやすい条例とする。

(1) 若年層から高齢者まで広く市民にわかりやすい，簡素・簡潔，明快な条文，構成を目指す。

< 例 >

両市とも簡素・簡潔，明快な条文であるが，豊田市の方が法的な用語が使われていない分，より若年層から高齢者まで広く市民にわかりやすい文言になっている。

	豊田市まちづくり基本条例（平成１７年９月３０日制定）	三鷹市自治基本条例（平成１７年１０月１日制定）
条 文	（前文） わたくしたちのまち豊田市は、これまで培ってきたかけがえのない多様な地域性を生かし合いながら、都市と農山村とが共生するまちづくりを進めています。このまちで、わたくしたちは、豊田市民の誓いをみちしるべとしながら、共に学び、共に働き、安心して豊かに暮らしたいと願っています。 これからも、子どもから高齢者までのだれもがまちづくりの担い手となって、共働によるまちづくりを推進し、自立した地域社会の実現を目指すことを自治の基本理念におき、ここに豊田市まちづくり基本条例を制定します。 第１章 総則 （目的） 第１条 この条例は、前文に掲げた自治の基本理念にのっとり、本市のまちづくりの基本的な原則を確認し、市民の権利及び責務並びに議会及び執行機関の責務を明らかにするとともに、参画と共働及び市政経営の基本事項を定めることにより、市民による自治の確立を図り、もって自立した地域社会の実現を図ることを目的とします。	（前文） 主権者である市民の信託に基づく三鷹市政は、参加と協働を基本とし、市民のために行われるものでなければならない。 市民にとって最も身近な政府である三鷹市は、市民の期待に応え、市民のためのまちづくりを進めるとともに、まちづくりを担う多くの人々が、参加し、助け合い、そして共に責任を担い合う協働のまちづくりを進めることを基調とし、魅力と個性のあふれるまち三鷹を創ることを目指すものである。 三鷹市は、文人たちも愛した緑と水の豊かなまちであり、これまでの歩みの中でも市民生活の向上に積極的に取り組むなど、常に先駆的なまちづくりを進めてきた。 私たち市民は、郷土三鷹を愛し、自然と文化、歴史を大切にし、誇りに思える地域社会を築くとともに、世界平和への寄与、基本的人権の尊重、協働とコミュニティに根ざした市民自治を確かなものとし、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨をこの三鷹において実現するために、三鷹市の最高規範として、ここにこの条例を制定する。 第１章 総則 （目的） 第１条 この条例は、三鷹市における自治の基本理念と基本原則及び自治機構と自治運営の基本的な仕組みを定め、市民の信託に基づく市議会及び市長等の役割と責任を明らかにするとともに、市民自治による協働のまちづくりを推進し、もって日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を図ることを目的とする。
特 徴	- 前文・本文とも「ですます」調 - 法的な用語をできる限り避けている。	- 前文・本文とも「である」調 - 法的な用語が使われている。 < 例 > 前文 「主権者」「政府」「日本国憲法に定める地方自治の本旨」 第１条 「自治機構」「日本国憲法に定める地方自治の本旨」

(2) 他の個別条例との整合性をとりながら，自治に関する基本的事項を厳選して記載

< 例 >

既に制定されていた豊田市情報公開条例，豊田市個人情報保護条例に規定されている事項のうち，自治に関する基本的事項と考えられる部分（「市民の知る権利を尊重し、公正で透明な市政を実現するため、市の保有する情報を開示」、「（個人情報の取扱いに関して）個人（市民）の権利利益を保護する」）を厳選して，後日豊田市まちづくり基本条例に取り込んでいる。

	豊田市まちづくり基本条例（平成１７年９月３０日制定）	（個別条例）豊田市情報公開条例（抄）（平成１０年１２月２２日制定） （個別条例）豊田市個人情報保護条例（抄）（平成１５年６月３０日制定）
条 文	（情報の取扱い） 第１９条 市は、市政に関する情報を積極的に市民に提供するよう努めます。 ２ 市は、<u>市民の知る権利を尊重し、公正で透明な市政を実現するため、別に条例で定めるところにより、市の保有する情報を開示し、市民との情報の共有を図ります。</u> ３ 市は、<u>市民の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、市の保有する個人情報を適正に取り扱います。</u>	豊田市情報公開条例 第１章 総則 （目的） 第１条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、<u>市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を保障するとともに、公文書の開示等に関し必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責務を全うし、もって市民の理解と批判の下に公正で透明な市政を実現し、市民の市政への参加の促進に資することを目的とする。</u> （第２条～第４条 略） 第２章 公文書の開示 （開示請求権） 第５条 次に掲げるものは、実施機関に対し、公文書の開示（第５号に掲げるものにあつては、そのものの有する具体的利害関係に係る公文書の開示に限る。）を請求することができる。 （１） 市内に住所を有する者 （２） 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 （３） 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 （４） 市内に存する学校に在学する者 （５） 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に具体的利害関係を有するもの （開示請求の手續） 第６条 前条の規定による公文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。 （１） 開示請求をするものの氏名又は名称及び住所、居所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の開示請求をするものの氏名 （２） 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項として実施機関が定めるもの （３） 前２号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項 ２ 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。 （第７条以降 略） 豊田市個人情報保護条例 第１章 総則 （目的） 第１条 この条例は、市の機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、市の機関における<u>個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。</u> （第２条以降 略）

< 例 >

自治基本条例には，他の条例や規則等が自治基本条例の趣旨を尊重するという，最高規範的な規定がみられる。

	川崎市自治基本条例（平成１６年１２月２２日制定）	（参考）日本国憲法（昭和２１年１１月３日公布）
条 文	（位置付け等） 第２条 この条例は、本市の自治の基本を定める最高規範であり、市は、自治運営に関する他の条例、規則等の制定改廃及び運用にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ります。	（最高法規） 第９８条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
備 考	・ 自治基本条例は，自治の基本的事項のみを定めており，他の条例や規則は，その趣旨を尊重しながら，整合性をとってより具体的に詳細なことがらを決めていくこととしている。	・ 日本国憲法は，人間の権利・自由を国家権力から不可侵のものとして保障する規範を中心として構成されていることから，これに反する法律，条例は無効としている。

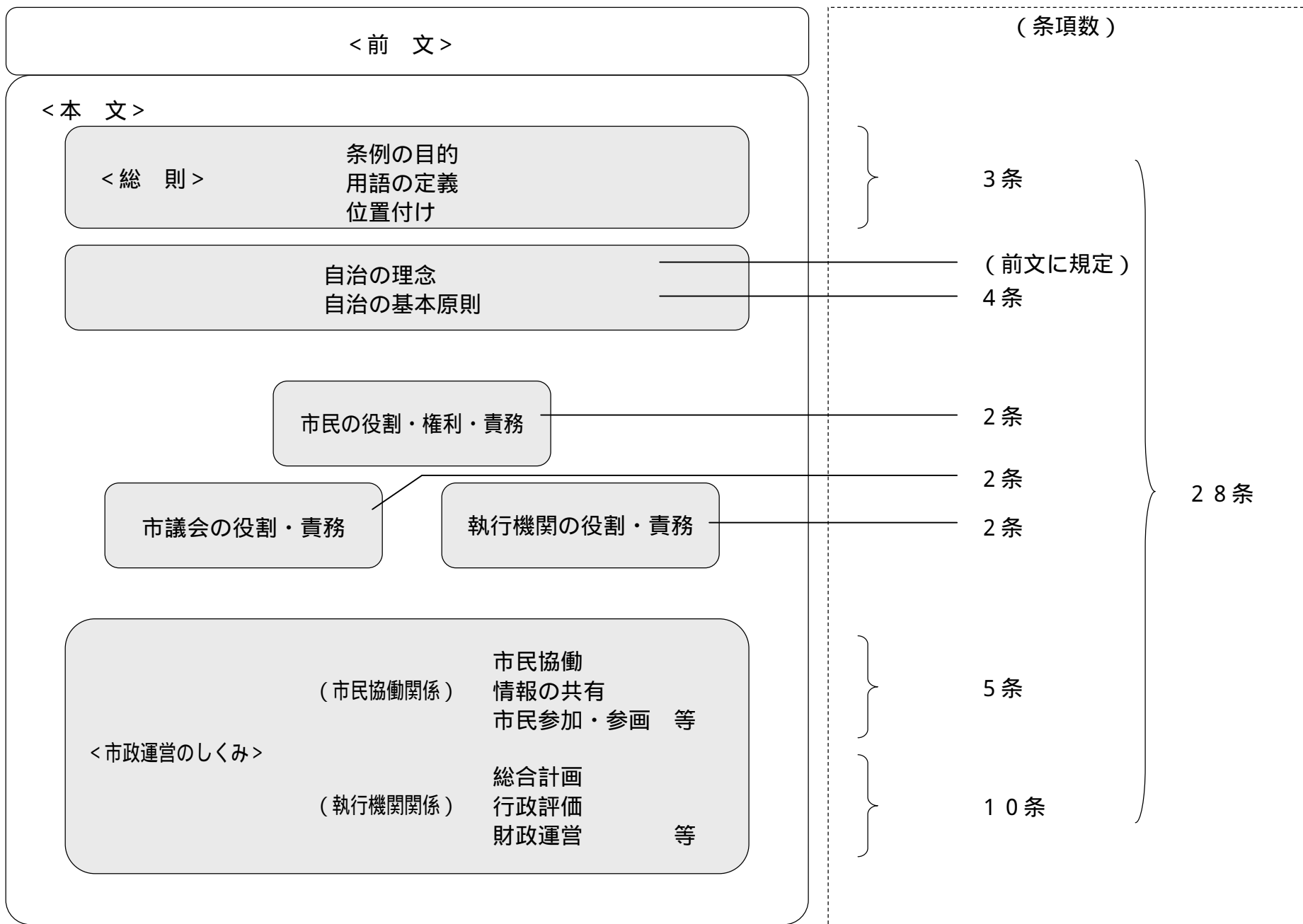
(3) 条項数も含め、できるかぎり内容を整理

< 参考 > 自治基本条例の条項数

	最 小	最 大	平 均
名 称	志木市行政運営 基本条例	伊賀市 自治基本条例	-
条項数	5 条	5 8 条	約 2 9 条

< 例 >

- 豊田市まちづくり基本条例（平成 1 7 年 9 月 3 0 日制定）



< 例 > 文京区の検討過程（区民の権利，役割・責務）

区民会議で出された意見の内容について，普遍性を高めようと議論していった結果，非常に整理された規定になっている。

	区民会議委員意見（主なもの） （平成１５年１０月１６日区民会議資料より）	区民会議 中間のまとめ（草案） （平成１６年１月１５日）	「文の京」自治基本条例 （平成１６年１２月１３日制定）
区民の権利， 役割・義務	- 日本のより良き未来のためには、民主主義政治の更なる発展が必要であり、そのために地方分権を進め、地方自治が真の自立に向かうべきということだと思います。その主役は地域住民であり、一方住民も行政に治めてもらう、治められるという依存意識を捨て、共同・協治者として責務を担う自覚を持つべきことを強調したい。 - 役割については、それぞれの立場でよりよい「まちづくり」に努める的な形になるのかな、と漠然と考えますが…。 - 区民の権利を規定する一方、それに対応した義務についても明確に規定しなければ耳障りがよいだけのもので終わってしまう。区民憲章で目指すべき社会ではすべての主体が対等な役割を担っていることを念頭において検討すべきである。 - 区政への参加は基本的には間接民主制により行われている。それ以外での参加は権利であり、義務ではない。今後、区民が政策策定過程に参加できる仕組み作りは（パブリックコメント・公募委員等）さらに進んでいくと思われる。そうした中で、区民は自らの発言、行動についての責任を意識しなければならない。 - ガバナンスの精神の基本は相互扶助の精神だと思うのですが、最近忘れがちになっている概念なので相互扶助の精神を区民の責務として規定してもらいたいと思います。 - 区民の優位性（主権）をはっきり明示することはできないか？ （その他多数）	（区民の権利） - 区民は、文京区という地域社会（コミュニティ）を協働・協治（ガバナンス）する主体であり、地域社会を協働・協治するための権利を有する。 - 区民は、文京区という地域社会を協働・協治するために、地域社会を構成するメンバーとともに積極的に活動に参加する権利を有する。 - 区民は、文京区を運営する行政に関する情報を知る権利を有する。 - 選挙権を持たない未成年の青少年及びこどもも、それぞれの役割に応じた範囲で区民と同様の権利を有する。 - 区民は、協働・協治の地域社会を創造するための活動に参加するに際して、公正・公平な扱いを受ける権利を有する。 （区民の責務） - 区民は、行政サービスを享受する以上、行政サービスを維持するための納税等、各自の役割に応じた義務を果たさなくてはならない。 - 区民は、地域社会を構成する各種組織・メンバーの自立的な活動を尊重しなくてはならない。 - 区民は、協働・協治の考え方に基づき、自主的・自律的に活動を行うとともに、自らの発言と行動に責任を持たなくてはならない。 - 区民は、協働・協治の社会を創造する活動に参画するように努力しなくてはならない。	（区民の権利） 第八条 区民は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有する。 2 区民は、地域の課題を解決するための活動に関する情報を求めることができる。 （区民の責務） 第九条 区民は、地域の課題を解決するための活動に自主的な判断により参画する。 2 区民は、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言及び行動に責任を持つ。

2 長く市民に親しまれる条例とする。

(1) 宇都宮の地理的環境，歴史，文化や，優れているもの，誇れるもの等を踏まえ，市民が広く共有できる内容としていく。

< 例 >

	四日市市市民自治基本条例（理念条例）（平成17年2月4日制定）	備考
条 文	（前文） 私たちのまち四日市は、<u>鈴鹿山脈や伊勢湾などの素晴らしい自然に恵まれ、宿場町として、また古くから「市」が開かれたまちとして栄えてきました。</u><u>現在では、世界に開かれた四日市港を基盤として石油化学コンビナートや各種産業が集積しており、万古焼、お茶、そうめんなどの地場産業とあわせて盛んな生産活動が行われる活気あふれる都市としてさらに発展しています。</u> 本市は、長らく国の指導のもとに画一的行政運営を行ってきましたが、既にこれまでの行政運営の限界が明らかとなってきています。本来、四日市のことは私たち自らが責任を持って決定するものでなければなりません。そこでは、本市が、本市の地域特性を踏まえた、行政運営を行うにあたっての拠りどころとなる条例を新たに定めることが必要となってきています。 また、本市が今後も三重県下最大の人口を有する中核都市として発展を続けていくためには、新しい無駄のない行政運営を行うこととともに、市民憲章の精神を活かして市民にとって暮らしやすいまちづくり、住み続けたいまちづくりを行っていくことが求められます。 従って、これからの時代にふさわしい、四日市市市民自治基本条例（理念条例）の制定により、市民主権の市政の実現を宣言し、その実現に向けた行政運営のあり方及び市民、市の執行機関及び市議会の役割や協働のあり方を明らかにすることで、市民誰もが様々な形で市政に参加し、市の執行機関や市議会とともに良い四日市の「まちづくり」を担っていけるような仕組みを作り上げることで、豊かで人権が尊重される地域社会の実現を目指していくものです。	四日市市の地理的環境 四日市市の歴史 四日市市の優れているもの，誇れるもの （以下，今後，市民が広く共有していこうとする理念）

(2) 社会情勢等により変わりやすい個別具体的な制度等の詳細を規定するより，自治の普遍的・理念的事項を記載

< 例 >

市町村長を補佐し，職員を監督する助役については，地方自治法の改正に伴い平成19年4月から廃止され，副市町村長の名称になる。

このため，三鷹市自治基本条例のうち，下記傍線部分については，文言の見直しが求められる。

	三鷹市自治基本条例（平成17年10月1日制定）
条 文	（補佐職の設置等） 第11条 市長は、助役等の常勤の特別職に加えて、市長の業務を補佐し、専門的な助言を行うため、補佐職等を設置することができる。 2 市長は、<u>地方自治法第161条第2項及び第3項の規定に基づき設置する助役について、その職が市長を補佐し、代理する職であることを明確にするため、助役の呼称を副市長とすることができる。</u>

3 宇都宮市らしい自治を育むための条例とする。

- (1) 宇都宮の特色を活かした自治を推進するために，市がこれまで培ってきた，各種の仕組み・取組を本条例に位置付け
- (2) 自治基本条例に盛り込まれたしくみや制度は，今後個別に条例化される等，制度化されていくこととなるので，現在制度化・条例化されていない制度等を条例に位置付ける際には，必要性，実現可能性等について十分に検討すべき

< 参考 > 既に制定済みの条例，規則，宣言や指針，制度等（主なもの）

	条例，規則，宣言等	指針，制度等
自治の理念 ・基本原則	- 宇都宮市民憲章（昭和55年4月1日 告示第71号） - 宇都宮市平和都市宣言（平成8年4月1日 告示第155号） - 福祉都市宣言（平成8年9月25日 告示第374号） - 第4次宇都宮市総合計画基本構想（平成9年11月策定）	- 宇都宮市行政経営指針（平成15年2月制定） - 市民協働推進指針（平成16年11月制定）
市民の役割・ 権利・責務		
議会の役割・責務	- 宇都宮市議会議員の倫理に関する条例（平成11年12月17日 条例第44号） - 市議会傍聴規則（昭和36年6月26日 議会規則第2号）	- 宇都宮市議会広報紙『あなたと市議会』（昭和50年6月号から） - 政策条例検討委員会の設置（平成16年6月）
執行機関 の役割・責務		
市民協働関係	- 宇都宮市情報公開条例（平成12年3月24日 条例第1号） - 宇都宮市個人情報保護条例（平成12年3月24日 条例第2号）	- 市民協働推進指針（平成16年11月） - 市民協働推進計画（平成18年9月） - まちづくり懇談会（平成11年10月～） - 宮だより（平成11年7月～） - パブリックコメント制度実施要綱（平成14年4月） - 審議会，委員会制度の改善に関する指針（平成10年）
執行機関関係	- 宇都宮市総合計画策定に関する規程（昭和45年6月施行） - 宇都宮市総合計画進行管理規程（昭和46年12月施行） - 行政評価システム推進本部設置規程（平成12年5月31日 訓令第5号） - 宇都宮市行政手続条例（平成8年12月19日 条例第41号） - 宇都宮市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年3月25日 条例第3号）	- 第4次宇都宮市総合計画改定基本計画（平成15年2月策定） - 宇都宮市行政経営指針（平成15年2月） - 行政経営指針改定行動計画（平成17～21年度）策定 - 事務事業評価の公表（ホームページ） - 広報紙『広報うつのみや』 - 市ホームページ - 宇都宮市財政運営指針（平成15年7月） - バランスシートの導入（平成11年度～） - 行政コスト計算書の導入（平成13年度～） - 宇都宮市職員研修規程（昭和49年4月施行） - 組織整備・定員適正化に関する方針（平成17年3月制定） - 地区行政の推進に係る大綱（平成16年11月） - 宇都宮市地区行政推進計画（平成18年5月） - 外部委託（アウトソーシング）の推進に係る指針（平成15年8月制定）